

議会運営委員会会議録

平成29年12月15日（金）

（開 会） 15：22

（閉 会） 15：37

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 追加議案の説明・質疑
- 2 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 3 議案に対する質疑通告について
- 4 意見書案の取り扱いについて
 - (1) 原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書
- 5 会期日程の変更について
- 6 ペーパーレス会議への完全移行について
- 7 その他

次回委員会開催予定 12月22日（金）定例会最終日 午前9時から

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。追加で提案させていただきます議案につきまして、平成29年度補正予算資料、追加提案分と記載されているものによりご説明いたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして、職員の給与改定を行い、その所要額を計上するものでございます。

補正額につきましては、一般会計で4272万9千円を増額いたしまして、補正後の予算総額を634億5291万2千円としようとするものでございます。また、11の特別会計のうち、今回補正いたします6の会計で435万5千円を増額いたしております。企業会計では4つの会計で438万1千円を増額いたしております。合計で5146万5千円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページ以降には補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

引き続き、予算関係以外の議案についてご説明いたします。お配りしております追加議案概要で説明させていただきます。

「議案第117号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして、職員の行政職給料表、勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなり、公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われることとなりましたので、これを参考にして、本市教育職員の給料表、特殊勤務手当及び地域手当を改定するものでございます。

報告第34号でございますが、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありましたうち、まず、追加議案13件につきましては、12月18日、月曜日の本会議、一般質問終了後、既に上程されております議案の質疑、委員会付託の後に上程し、提案理由説明、質疑の後、議案第106号から116号までの11件につきましては、人事院勧告に伴う人件費のみの補正予算議案となりますため、先例により、いずれも総務委員会に、また、117号は総務委員会に、118号は福祉文教委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に、報告事項1件につきましては、既に提出されております4件の報告事項とあわせまして、最終日に報告質疑としていただいております。ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第100号及び102号について、川上議員より質疑通告がっておりますのでご報告いたします。また、先ほど説明のございました追加議案13件につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしく願います。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、意見書案について、「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書（案）」の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

原子力損害の賠償に関する法律を実効性あるものに改正することを求める意見書案につきましては、本定例会初日にその提出を求める請願が採択されたことに伴うものでございます。

先例に基づく取り扱いといたしましては、請願の紹介議員が提出者となり、総務委員会で賛成した委員を賛成者とするようになりますが、今回、紹介議員が辞職されておまして、提出者となるべき議員が不在でございますので、総務委員会において提出者を決定の上、提案いただく取り扱いとしていただいております。ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「意見書案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております「平成29年第5回飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をごらんください。会議予定でございますが、黒枠で囲っております箇所第8日、12月18日、月曜日の3番目に、追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を、また最終日、12月20日、金曜日の4番目、報告事項の説明、質疑に報告第34号を追加するものでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「ペーパーレス会議への完全移行」について、前回の委員会で事務局案を提出していましたが、現時点で質疑やご意見等がありましたらお受けしたいと思っております。質疑、意見等はありませんか。

○江口委員

数点ございます。まず行政報告についてなんですが、現状では本会議初日に行政報告があり、その時点でアップはされています。ただし、以前、一般質問の通告締め切りが本会議初日の翌日となってました。そのタイミングでしたら、行政報告をお聞きして、そのことも含めて一般質問を考えられたんですが、現在は議会運営委員会、本会議前の議運の翌日となっております。

できましたら行政報告については、議案と同様に、議会運営委員会に合わせて出していただけると助かると思っています。それを含めて一般質問検討できますので、ぜひそれについては、執行部のほうでご検討ください。

それと、委員会の配付資料等なんですが、これはちょっとペーパーレス会議と違うかもしれませんが、現状、その後で確認しようと思った場合、私どもについてはSideBooksで見ることができるんですけど、一般の方々、市民の方々からしてみると、ネット中継を見るときに、中継はあってるんだけど、議案だったりとか、配付資料が見れない状況になってます。ですので、ネット中継のページのほうに配付資料等のアップが同じタイミングでできるようにお願いをしたいと思います。これについてもご検討いただきたいと思っています。

またあわせて、委員会の会議録なんですが、現状では、開催日から3週間以内となっております。これについてはできるだけ早くやっていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○委員長

今、江口委員からの依頼がっておりますけど、その取り扱いについては、まず第1が行政報告についての取り扱いですけれど、執行部のほうにご検討願いたいということですので、ご検討していただきますようお願いいたします。

あと、ネット中継の資料アップ、それと3週間かかっている会議録のアップについては事務局のほうで対応を検討していただきますようお願いいたします。

ほかに質疑、意見等はありませんか。

○吉田委員

前回の議会運営委員会の際に、ペーパーレス会議の完全移行についてということで、移行が次の議会から完全移行になるというのは御承知しておりますけど、先般の資料の中に、通知文書関係のところ、開催通知並びに本会議、委員会、その他というところで、メール及びハングアウトということになっておりますが、最後の文章のところの米印で、書面による回答を必要とする文書については印刷して送付するものとするということはあるんですけど、こういった場合にこういう文書が該当するのか、それについてちょっと教えていただけますか。

○議会事務局次長

紙によってというものは、一番わかりやすいのは質疑通告ですね。質疑通告といったものは、現在は紙で送付しまして、その紙に記載したものを議員からお受け取りをさせていただいております。こういったものにつきましては、現状、タブレットにワードとか、そういったものの文書作成のためのソフト等を入れておりませんので、これにつきましては現状どおりの対応をさせていただければというふうに考えております。

なお、質疑通告につきましては、議長に対して出させていただきますけれども、質疑通告を出された際に確認事項等もありますので、そういう理由からも、紙で続けていきたいというふうに考えておるところです。

○吉田委員

今のご説明だったら、一般質問等、文書について返事が必要なところ、確認しなくちゃいけないところなんですけど、今回のペーパーレス化のところ、導入に当たって幾つか問題点があると思うんですけど、まずはタブレット端末から一般的に印刷がなかなか難しいところ、機材等を進めなくてはいけないというところは、前回の我々のタブレット研修会の中でもわかりましたけど、このようなところの改善点並びに文書での通知、返信あたりの今後、ワードとか入れる予定とかいう検討はなされてあるのか、今後なされないのかについてはいかがですか。

○議会事務局次長

文書作成の、例えばソフトでありますとか、印刷のための環境整備、こういったものにつきましては皆様方の利用状況、あるいは今後のいろんな運用の状況を考えてながら検討させていただきたいと思っております。

○吉田委員

それともう一つなんですけど、今、開催通知についてはハングアウト及びメールということなんですけど、なかなか利用、開くところがわかった段階とか、Wi-Fi というのは何たるものだというところで、なかなかみんな同レベルまで達していないような形が見受けられますんで、メールもしくはハングアウトで通知漏れ等が発生した場合について、当日になって出席されていないということがもし起こってもまずいもので、メールの返信の履歴及びハングアウトの、ハングアウトの場合は開ければ通知等が見れるはずですので、もし漏れがある場合についてはそこら辺がくれぐれも抜かりのないように、ご連絡方を事務局のほうでお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議会事務局次長

こちらに示しております運用の方法につきましては、最終的な到達点でございますので、当然、運用の中でお手伝いが必要な方でもありますとか、そういったものにつきましては事務局のほうでもサポートさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、定例会最終日の本委員会において協議しますので、引き続き、各会派でのご協議をよろしくお願いいたします。

最後に、その他でございますが、次回の委員会は12月22日、金曜日、最終日の本会議開会前、午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと早うございますけれども、ご了承をよろしくお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。